平成２２年（フ）第３０５号
宮崎県延岡市川原崎町2035番地
債務者　黒木　英顕
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３０９号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番２―603号
債務者　中村　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３１０号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番２―603号
債務者　中村　章巨
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３１１号
宮崎県延岡市大門町325番地
債務者　兒玉　　朋
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２号
山形県新庄市大字角沢1196番の１号地
債務者　曾野部正子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第５０７号
福井市本堂町第59号26番地１
債務者　吉田　政義
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
福井市本堂町第89号６番地318
債務者　奈良　悟志
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目12番47号
債務者　北島　千恵
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４４号
兵庫県宝塚市小林５丁目３番31―401号
債務者　金沢志樹こと　金　　珍宝
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目14番22号、住民票上の住所青森県十和田市大字三本木字佐井幅276番地82
債務者　タイヤモールＲ１こと　畠山　竜一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県宝塚市泉町23番24号　パレスオリーブ301
債務者　森　千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県伊丹市北本町２丁目141番地１　フレスカ北本町408号、前住所兵庫県伊丹市伊丹７丁目２番14号
債務者　土井　千鶴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―506号、前住所兵庫県西宮市樋之池町７番５―306号
債務者　澤田　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６４号
徳島県板野郡松茂町広島字丸須１番地144、旧住所徳島県阿南市宝田町川原90番地１
債務者　松浦　道也
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１１４４号
北九州市小倉南区石田町７番３―304号
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目１番６―206号
債務者　阿部　安子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６６号
北九州市小倉北区中井口６番４号　まこと荘５号
債務者　永田由喜子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部